

(意見書案第13号)

特別支援学校の看護師配置に対する財政措置に関する意見書

学校教育法の改正により平成19年度から特別支援教育が本格実施された中で、近年、幼児児童生徒の障がいの重度・重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められている状況にある。

このような状況の中、地方自治体の厳しい財政状況により単独予算による看護師配置が困難なため、特別支援学校において必要な看護師の配置がなされていない現状にある。こうしたことから、看護師が配置されていない特別支援学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒には、保護者が学校に長時間待機し医療的ケアを行っており、精神的・肉体的・経済的負担など多くの困難を抱えている状況にある。

また、訪問教育を受けている幼児児童生徒の中には、特別支援学校に看護師が配置され、学校で医療的ケアを受けることができれば、通学して学習することが可能となる幼児児童生徒も在籍している。

よって、国においては、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学習機会が確保できるよう、看護師の配置や派遣に要する財政措置を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛